

水道課からのお知らせ

【問合せ先】水道課水道管理係 ☎ 3178

下水道使用料の改定

下水道使用料は、今月検針分から改定し、5月請求分から上がります。今回の改定は、下水道事業の健全な経営を目的としたものですので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

【改定の内容】

下水道使用料の新旧比較表

区分		現行	改定後
家事用 (基本水量8m ³ /月)	基本	1,760円	1,936円
	超過	220円/m ³	242円/m ³
業務用 (基本水量10m ³ /月)	基本	2,200円	2,420円
	超過	220円/m ³	242円/m ³
浴場用 (基本水量100m ³ /月)	基本	2,625円	3,600円
	超過	26円/m ³	36円/m ³

※基本=基本使用料、超過=超過使用料

今後も、健全な経営を確保するため、計画的な改定が必要と考えており、平成28年4月に家事用・業務用は10%、浴場用は30%の引き上げを予定しています。

検針から請求までの流れ

①検針地区の区分(奇数月・偶数月)と毎月請求額

使用水量の検針は、奇数月・偶数月に該当する地区の検針を行います。なお毎月の請求額の内容は左の【表1】をご覧ください。

▼奇数月の検針地区:

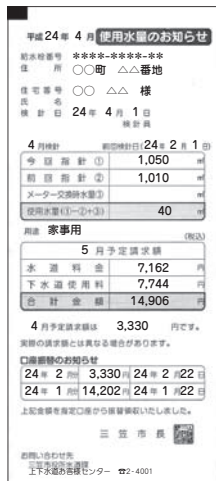
岡山、萱野、大里、多賀町、幸町、有明町、若草町、柏町、高美町、榊町、若松町、堤町、本町、宮本町、本郷町、いちきし

【表1】検針月(奇数月・偶数月)と毎月請求額

下水道使用料改定日が4月1日のため、4月のお支払いは旧使用料(3月分の4月請求)で、5月から新使用料(4月分の5月請求)になります。

区分	3月	4月	5月	6月
	改定前		改定後	
奇数月の検針地区	基本	基本 + 超過	基本	基本 + 超過
偶数月の検針地区	基本 + 超過	基本	基本 + 超過	基本
毎月の検針大口企業のみ	基本 + 超過	基本 + 超過	基本 + 超過	基本 + 超過
換算月と請求月	2月分の3月請求	3月分の4月請求	4月分の5月請求	5月分の6月請求

※基本=基本料金、超過=超過料金
※2月分の3月請求とは、2月に検針した使用水量が3月に請求されることです。



▲使用水量のお知らせ【見本】

り、川内、達布、美和
▼偶数月の検針地区: 奇数月の検針地区以外
②検針から請求までの流れ
使用水量の検針は隔月の上旬に各家庭や事業所を回って行い、「使用水量のお知らせ【見本】」を郵便受けなどに投函しています。「使用水量のお知らせ」には、検針月に使用した水量に基づく翌月分の請求額などが記載されています。

必ずご連絡を！水道の使用開始、休止

4月は転入、転出が多い月です。水道の使用開始や休止、建物の解体などのときは必ず水道課へご連絡ください。なお、休止の連絡がない場合は、水道料金を支払っていただくこととなりますので十分ご注意ください。

水道料金・下水道使用料のお支払いは、便利な「口座振替」をご利用ください。口座振替の手続きは各金融機関の窓口でお願いします。
【問合せ先】水道課上下水道お客様センター ☎ 4001

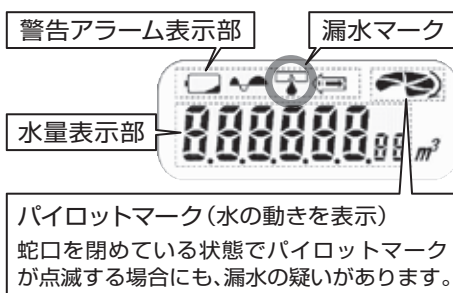
水道メーター漏水ひとくちメモ

皆さんのお宅の外壁などに設置されている水道メーターに、漏水マークが表示されることがあります。

下図は水道メーターの一例です。使用水量は検針月ごとの水量表示部の数値の差し引きで計算します。その水量が普段と比べて異常に多い場合や漏水マークが点滅または点灯している場合は漏水の疑いがあります。その場合は連絡をお願いします。

【問合せ先】水道課上下水道お客様センター ☎ 4001

《水道メーターの例》



水洗便所等改造資金(1日も早く下水道に接続しましょう)

市では、下水道の処理区域内で、くみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方や、既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする方に改造資金の一部を貸し付けしていますのでご利用ください。

【貸付金額・期間など】
▼工事費の90%以内で、便器1基につき45万円以内
▼貸付利息なし
▼償還期間50カ月以内
※詳しくはお問い合わせください。